

裁 決 書

審査請求人

横浜市

処分庁

横浜市 福祉保健センター長

平成31年2月13日付けて [REDACTED] 以下「請求人」という。) から提起された審査請求(平成30年度(審)第131号)について、次のとおり裁決します。

1 主 文

本件処分を取り消す。

2 事案の概要

(1) 事案の概要

審理員意見書の別紙1「2 (1) 事案の概要」に記載のとおり。

(2) 本件に係る法令等の規定

審理員意見書の別紙2に記載のとおり。

(3) 前提事実

審理員意見書の別紙1「2 (3) 前提事実」に記載のとおり。

3 審理関係人の主張の要旨

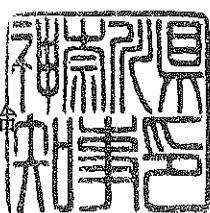
審理員意見書の別紙1「3 審理関係人の主張の要旨」に記載のとおり。

4 理 由

審理員意見書の別紙1「4 理由」に記載のとおり。

令和元年7月10日

神奈川県知事 黒岩 祐治



審理員意見書

令和元年 6 月 12 日

神奈川県知事 黒岩 祐治 様

神奈川県審理員 虎頭 俊之

神奈川県審理員 園川 真代



行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 42 条第 2 項の規定に基づき、審査請求人
が平成 31 年 2 月 13 日付けで提起した処分庁 横浜市 福祉保健センター長
による生活保護廃止決定処分についての審査請求（平成 30 年度（審）第 131 号）の裁決
に関する意見を別紙のとおり提出する。

別紙 1 において、個人名等を次のとおり呼称する。

- 1 審査請求人 [REDACTED] を「請求人」という。
- 2 処分庁 横浜市 福祉保健センター長を「処分庁」という。
- 3 株式会社 [REDACTED] 銀行 [REDACTED] を「A銀行B支店」という。



別紙 1

1 結論

本件処分は取り消されるべきである。

2 事案の概要

(1) 事案の概要

本件は、処分庁が、平成 31 年 1 月 28 日付けで行った生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号。以下「法」という。）第 26 条に基づく生活保護廃止決定処分（以下「本件処分」という。）に対し、請求人が、その取消しを求めて審査請求を行った事案である。

(2) 本件に係る法令等の規定

別紙 2 のとおり。

(3) 前提事実

当事者間に争いのない事実及び証拠上容易に認められる事実は、次のとおりである。

ア 請求人は、横浜市に居住し、平成 12 年 9 月 12 日から本件処分時までの間、処分庁から、法に基づく保護を実施されていた者である。

イ 処分庁は、法第 19 条第 4 項及び委任規則第 1 項第 4 号の規定により、保護の実施機関である横浜市長から法第 26 条の規定による保護の停止及び廃止に関する事務の委任を受けた者である。

ウ 平成 12 年 9 月 12 日を実施年月日として、処分庁は、請求人世帯（請求人及び請求人の長男（以下、単に「長男」という。）の二人世帯）に対し、法に基づく保護を開始した。

エ 平成 28 年 6 月 21 日付けで、処分庁は、請求人に対し、長男の転出に伴う世帯員減を理由として、同年 7 月 1 日を実施年月日とする保護変更決定処分を行った。

オ 平成 30 年 4 月 23 日、処分庁は、請求人から、長男が仕事をやめ、同年 3 月 1 日から請求人世帯に転入した旨が記載された異動届を受理した。

カ 平成 30 年 5 月 14 日、処分庁は、長男から、同日付けの保護申請書及び異動届を受理した。保護申請書には、保護を申請する理由として、「失業して生活が苦しいため。4 月 23 日に申請。」と記載されており、異動届には、「友人と住んでいたが、体を壊してしまい、働けなくなってしまい、家に戻ってきた。3 月上旬ぐらいから戻っています。」と記載されている。

- キ 平成 30 年 5 月 18 日付けで、処分庁は、請求人世帯に対し、長男の転入に伴う世帯員増を理由として、同年 4 月 23 日を実施年月日とする保護変更決定処分を行った。
- ク 平成 30 年 11 月 26 日、処分庁は、A 銀行 B 支店に対し、請求人及び長男の銀行口座に関し、法第 29 条調査を行った。
- ケ 平成 30 年 12 月 14 日、請求人は、遺族基礎・厚生年金 145,760 円、老齢基礎・厚生年金 81,079 円を受給した。
- コ 平成 31 年 1 月 4 日、処分庁は、A 銀行 B 支店から、法第 29 条調査（上記ク）の回答書を收受した。これにより、請求人世帯に長男が転入して以降、長男名義の預金口座に、次のとおり継続的に給与収入（ただし、平成 30 年 11 月 15 日分を除く。）が入金されていることが判明した。

平成 29 年 11 月 30 日	給与	66,333 円
平成 29 年 12 月 29 日	給与	88,702 円
平成 30 年 1 月 31 日	給与	66,333 円
平成 30 年 2 月 28 日	給与	73,647 円
平成 30 年 3 月 30 日	給与	73,021 円
平成 30 年 4 月 27 日	給与	86,792 円
平成 30 年 5 月 31 日	給与	83,613 円
平成 30 年 6 月 29 日	給与	74,484 円
平成 30 年 7 月 31 日	給与	111,982 円
平成 30 年 8 月 31 日	給与	77,548 円
平成 30 年 9 月 28 日	給与	84,169 円
平成 30 年 10 月 31 日	給与	67,794 円
平成 30 年 11 月 15 日	振込	24,283 円
平成 30 年 11 月 30 日	給与	79,779 円
平成 30 年 12 月 14 日	給与	214,850 円

サ 平成 31 年 1 月 17 日、処分庁は、請求人に係る収入申告書（平成 30 年 10 月～12 月）並びに長男に係る収入申告書（平成 30 年 4 月～12 月）及び資産申告書を收受した。

請求人に係る収入申告書には、「遺族年金」収入がある旨の記載があり、長男に係る資産申告書には、現金・預貯金の有無について記載がなく、長男に係る収入申告書には、通院中のため就労しておらず、就労収入はない（それ以外の収入もない。）旨が記載されている。

シ 平成 31 年 1 月 18 日付けで、処分庁は、請求人に対し、上記コの調査結果と上記サの収入申告の内容に相違があるため、長男を伴い、長男名義の A 銀行 B 支店

の通帳を持参した上で、同月 25 日に説明のために来所するよう求める手紙を送付した。

ス 平成 31 年 1 月 25 日、請求人及び長男は、処分庁に来所しなかった。

セ 平成 31 年 1 月 28 付けで、処分庁は、請求人世帯に対し、就労収入により最低生活の維持が可能であることを理由に、同月 1 日を実施年月日として、保護廃止決定処分（本件処分）を行った。

ソ 平成 31 年 2 月 13 日付けで、請求人は、神奈川県知事に対し、本件処分の取消しを求めて審査請求を行った。

3 審理関係人の主張の要旨

（1）請求人の主張の要旨

次の理由により、「本件処分を取り消す。」との裁決を求める。

受給者に何の説明もなく、いきなり保護廃止。

（2）処分庁の主張の要旨

次の理由により、「本件審査請求を棄却する。」との裁決を求める。

ア 本件では、平成 30 年 4 月 23 日の長男の転入決定以後、長男自身にはなかなか連絡がつかず、請求人を通じて長男の収入申告を促しても長期間申告が行われない状態が続いていたものである。そのため、処分庁は、長男の収入、資産状況について改めて調査を行う必要性を認識し、長男の保有する銀行口座について法第 29 条調査を実施したのは、次官通知第 8_1(4)によるものである。

イ その結果、長男の預金口座に入金があることを発見し、改めて長男に収入申告するよう促したが、長男からはこの収入について記載のない収入申告書が提出された。処分庁は、長男からの収入申告と法第 29 条調査の内容の差異について検討した結果、法第 29 条の調査結果である長男への入金を長男の収入と認定すべきであると判断し、保護の変更及び廃止決定を行ったものである。

ウ 平成 31 年 1 月の保護の要否判定にあたり、処分庁は、次のとおり、請求人世帯の最低生活費と収入充当額を算定し、判断した。

最低生活費

基準生活費	119,140 円
住宅費	37,300 円
介護保険料	2,970 円
冬季加算	3,660 円
医療費 3 割	13,269 円
計	176,339 円…①

収入充当額

長男収入（12月）	214,850 円
基礎控除	21,870 円
請求人年金	113,419 円
計	306,399 円…②

要否判定 最低生活費① < 収入充当額② のため、保護否

余剰金が 130,060 円となり、国民健康保険料も十分に賄える状況である。

エ 以上により、本件処分に際し、請求人は、請求人及び長男に適切な収入申告を行いうように求めたが、提出がなかったため、行うべき調査を行い、改めて収入申告を促し、申告と調査結果の違いについて、どちらを事実として認定するか判断し、適切な要否判定を行ったことが明らかである。

4 理由

（1）法第 26 条に基づく保護廃止決定処分について

ア 法第 26 条は、「保護の実施機関は、被保護者が保護を必要としなくなったときは、速やかに、保護の停止又は廃止を決定し、書面をもつて、これを被保護者に通知しなければならない。（後略）」と規定している。

イ 次官通知第 10 は、保護の決定につき、保護の要否及び程度は、原則として、当該世帯につき認定した最低生活費と収入充当額との対比によって決定することと規定している。

そして、課長通知第 10 間 4 は、上記次官通知第 10 の「当該世帯につき認定した最低生活費」とは、生活保護法による保護の基準（昭和 38 年 4 月 1 日付け厚生省告示第 158 号。以下「保護基準」という。）別表第 1 生活扶助基準、同第 3 住宅扶助基準、同第 4 医療扶助基準等を指すと規定している。

また、課長通知第 10 間 6 は、「保護受給中の者の収入が保護開始時の要否判定に用うべき最低生活費をこえるに至り保護の廃止を必要とする際には、最低生活費及び収入については開始時と同様の取扱いによって認定して保護の要否判定を行うものであるか。」との問につき、「保護開始時と異なり、現に保護受給中の者については、保護の実施要領の定めるところに従い、当該時点において現に生じている需要に基づいて認定した最低生活費と収入充当額（勤労に伴う必要経費のうち基礎控除については、局長通知第 10 の 2 の（1）に定める別表 2 に定める額）との対比によって判定するものであること。」と規定している。

ウ そして、課長通知第 10 間 12 は、保護を廃止すべき場合について、①当該世帯における定期収入の恒常的な増加、最低生活費の恒常的な減少等により、以後特別な事由が生じない限り、保護を再開する必要がないと認められるとき、②当該世帯における収入の臨時的な増加、最低生活費の臨時的な減少等により、以後お

おむね 6 か月を超えて保護を要しない状態が継続すると認められるときの 2 つの場合としている。

また、保護を停止すべき場合について、①当該世帯における臨時的な収入の増加、最低生活費の減少等により、一時的に保護を必要としなくなった場合であって、以後において見込まれるその世帯の最低生活費及び収入の状況から判断して、おおむね 6 か月以内に再び保護を要する状態になることが予想されるとき、②当該世帯における定期収入の恒常的な増加、最低生活費の恒常的な減少等により、一応保護を要しなくなったと認められるがその状態が今後継続することについて、なお確実性を欠くため、若干期間その世帯の生活状況の経過を観察する必要があるときの 2 つの場合としている。

(2) 本件処分の適法性について

- ア 本件処分は、処分庁が、平成 31 年 1 月における請求人世帯の保護の要否について判定したところ、長男の就労収入を含む世帯収入が最低生活費を超えたことから、法第 26 条に基づき、保護廃止処分を行ったものである。
- イ 上記（1）イのとおり、保護の要否及び程度は、原則として、当該世帯につき認定した最低生活費と収入充当額との対比によって決定することとされている。そして、処分庁は、本件処分にあたり、平成 31 年 1 月における請求人世帯の保護の要否を次のとおり行ったことが認められる。

最低生活費	176,339 円	…①
生活扶助費	125,770 円	居宅基準生活費 119,140 円 介護保険料加算 2,970 円 冬季加算 3,660 円
住宅扶助費	37,300 円	
医療費	13,269 円	平成 30 年 9~11 月の平均 (3割負担)
収入充当額	306,399 円	…②
遺族基礎・厚生年金	72,880 円	請求人
老齢基礎・厚生年金	40,539 円	請求人
就労収入	214,850 円	長男（平成 30 年 12 月）
基礎控除	△21,870 円	長男
要否判定	①最低生活費 < ②収入充当額	

ウ 上記イの要否判定について検討するに、まず、保護基準に基づき算定した平成 31 年 1 月の請求人世帯における最低生活費に誤りはなく、また、医療費の算定も妥当と認められる。よって、これらによれば、保護を廃止した場合における最低生活費は 176,339 円となる。

次に、収入充当額のうち、請求人の遺族基礎・厚生年金及び老齢基礎・厚生年金についてみると、平成 30 年 12 月の受給額は、それぞれ 145,760 円及び 81,079 円であり（前提事実ケ）、局長通知第 8_1(4)アに基づき、これらの年金収入に係る平成 31 年 1 月分の収入充当額を算出すると、それぞれ 72,880 円及び 40,539 円で誤りはない。

長男の就労収入及び基礎控除についてみると、処分庁は、平成 30 年 12 月の就労収入 214,850 円（前提事実コ）のみを用いて要否判定を行い、基礎控除額は 21,870 円を認定している。

その結果、処分庁は、平成 31 年 1 月の請求人世帯における収入充当額は合計 306,399 円となり、最低生活費 176,339 円に保護を廃止した場合に必要となる国民健康保険料 11,460 円（請求人の年金収入及び長男の給与収入を元に算定した処分庁による試算額）を加えたとしてもそれを上回るため、保護廃止決定処分（本件処分）を行ったものと認められる。

エ この点、処分庁は、長男の就労収入について、平成 30 年 12 月の就労収入のみを用いて要否判定を行っているが、局長通知第 10_2(1)に基づき、3か月間（平成 30 年 10 月～12 月）の平均額（120,807 円）により算定しても、次のとおり、収入充当額が最低生活費を上回る。よって、平成 31 年 1 月において保護を要しないと判断したことについては、妥当と認められる。

最低生活費	187,799 円	…①
生活扶助費	125,770 円	居宅基準生活費 119,140 円 介護保険料加算 2,970 円 冬季加算 3,660 円
住宅扶助費	37,300 円	
医療費	13,269 円	平成 30 年 9～11 月の平均 (3割負担)
国民健康保険料	11,460 円	処分庁による試算額
収入充当額	216,966 円	…②
遺族基礎・厚生年金	72,880 円	請求人
老齢基礎・厚生年金	40,539 円	請求人
就労収入	120,807 円	長男 (平成 30 年 10～12 月の平均)
基礎控除	△17,260 円	長男
要否判定	①最低生活費 < ②収入充当額 剩余金 29,167 円	

オ しかしながら、長男の就労収入は、平成 30 年 12 月分のみ 214,850 円と特に多い一方、長男が請求人世帯に転入した平成 30 年 4 月から 11 月までの平均収入額は 83,270 円であり、仮にこの金額により要否判定を行うと、次のとおり保護は要となる。

最低生活費	187,799 円	…①
生活扶助費	125,770 円	居宅基準生活費 119,140 円 介護保険料加算 2,970 円 冬季加算 3,660 円
住宅扶助費	37,300 円	
医療費	13,269 円	平成 30 年 9～11 月の平均 (3 割負担)
国民健康保険料	11,460 円	処分庁による試算額
収入充当額	182,179 円	…②
遺族基礎・厚生年金	72,880 円	請求人
老齢基礎・厚生年金	40,539 円	請求人
就労収入	83,270 円	長男 (平成 30 年 4～11 月の平均)
基礎控除	△14,510 円	長男
要否判定	①最低生活費 > ②収入充当額 保護 要	

カ また、平成 30 年 12 月以降も、長男について、請求人世帯が保護を要しない程度に恒常的な就労収入の増加が見込まれ、かつ、当該見込に確実性があると判断できる事情は見当たらない。

キ そうすると、「以後特別な事由が生じない限り、保護を再開する必要がない」とは認められないから、保護廃止とした本件処分は違法と言わざるを得ない。

(3) 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由があることから、行政不服審査法第 46 条第 1 項の規定により、本件処分は取り消されるべきである。

別紙 2

ア 法

(保護の補足性)

第 4 条 保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものと、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。

2・3 【略】

(基準及び程度の原則)

第 8 条 保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。

2 【略】

(実施機関)

第 19 条 都道府県知事、市長（中略）は、（中略）この法律の定めるところにより、保護を決定し、かつ、実施しなければならない。

一・二 【略】

2・3 【略】

4 前 3 項の規定により保護を行うべき者（以下「保護の実施機関」という。）は、保護の決定及び実施に関する事務の全部又は一部を、その管理に属する行政庁に限り、委任することができる。

5～7 【略】

(保護の停止及び廃止)

第 26 条 保護の実施機関は、被保護者が保護を必要としなくなったときは、速やかに、保護の停止又は廃止を決定し、書面をもつて、これを被保護者に通知しなければならない。第 28 条第 5 項又は第 62 条第 3 項の規定により保護の停止又は廃止をするときも、同様とする。

(資料の提供等)

第 29 条 保護の実施機関及び福祉事務所長は、保護の決定若しくは実施又は第 77 条若しくは第 78 条の規定の施行のために必要があると認めるときは、次の各号に掲げる者の当該各号に定める事項につき、官公署、日本年金機構若しくは国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号）第 3 条第 2 項に規定する共済組合等（次項において「共済組合等」という。）に対し、必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社、次の各号に掲げる者の雇主その他の関係人に、報告を求めることができる。

一 要保護者又は被保護者であつた者 氏名及び住所又は居所、資産及び収入の状況、健康状態、他の保護の実施機関における保護の決定及び実施の状況その

他政令で定める事項（被保護者であつた者にあつては、氏名及び住所又は居所、健康状態並びに他の保護の実施機関における保護の決定及び実施の状況を除き、保護を受けていた期間における事項に限る。）

二 【略】

2 【略】

(届出の義務)

第61条 被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があつたとき（中略）は、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所長にその旨を届け出なければならない。

イ 生活保護法による保護の実施要領について（昭和36年4月1日付け厚生省発社第123号厚生事務次官通知。別紙1において「次官通知」という。）

第10 保護の決定

保護の要否及び程度は、原則として、当該世帯につき認定した最低生活費と、第8によって認定した収入（以下「収入充当額」という。）との対比によって決定すること。（後略）

ウ 「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日付け社保発第246号厚生省社会局長通知。別紙1において「局長通知」という。）

第10 保護の決定

1 【略】

2 保護の要否及び程度の決定

(1) 保護の要否の判定は原則としてその判定を行う日の属する月までの3か月間の平均収入充当額に基づいて行うこととする。ただし、常用勤労者について（中略）保護の申請月以降1年間において確実に得られると推定される総収入（収入を得るための必要経費の実費及び勤労に伴う必要経費として別表2に定める額を控除した額）の平均月割額をその月の収入充当額と定め保護の要否を判定すること。（後略）

(2)～(9) 【略】

別表2

勤労に伴う必要経費として定める額

収入金額別区分	1級地		2級地	3級地
	1人目	2人目以降	【略】	【略】
【略】	【略】	【略】		
80,000～83,999	14,510	【略】		

【略】	【略】	【略】		
120,000～123,999	17,260	【略】		
【略】	【略】	【略】		
212,000～215,999	21,870	【略】		
【略】	【略】	【略】		

エ 生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて（昭和 38 年 4 月 1 日社保第 34 号厚生省社会局保護課長通知。別紙 1 において「課長通知」という。）

第 10 保護の決定

問 4 保護開始時の要否判定を行う際、次官通知第 10 にいう「当該世帯につき認定した最低生活費」とは具体的に如何なる費目を指すのか。

答 次に掲げる費目を指すものであること

ア 保護の基準別表第 1 生活扶助基準（後略）

イ 【略】

ウ 保護の基準別表第 3 住宅扶助基準（後略）

エ 保護の基準別表第 4 医療扶助基準

オ～キ 【略】

問 6 保護受給中の者の収入が保護開始時の要否判定に用うべき最低生活費をこえるに至り保護の廃止を必要とする際には、最低生活費及び収入については開始時と同様の取扱いによって認定して保護の要否判定を行うものであるか。

答 保護開始時と異なり、現に保護受給中の者については、保護の実施要領の定めるところに従い、当該時点において現に生じている需要に基いて認定した最低生活費と収入充当額（勤労に伴う必要経費のうち基礎控除については、局長通知第 10 の 2 の（1）に定める別表 2 に定める額）との対比によって判定するものであること。

問 12 法第 26 条の規定により保護の停止又は廃止を行なう場合の取扱いの基準を示されたい。

答 被保護者が保護を要しなくなったときには、法第 26 条の規定により保護の停止又は廃止を行なうこととなるが、保護を停止すべき場合又は廃止すべき場合は、原則として次によられたい。

1 保護を停止すべき場合

（1）当該世帯における臨時的な収入の増加、最低生活費の減少等により、一時的に保護を必要としなくなった場合であって、以後において見込まれるその世帯の最低生活費及び収入の状況から判断して、おおむね 6 か月以内に再び保護を

要する状態になることが予想されるとき。

なお、この場合には、以後において見込まれる当該世帯の最低生活費及び収入充当額に基づき、停止期間（原則として日を単位とする。）をあらかじめ定めること。

- (2) 当該世帯における定期収入の恒常的な増加、最低生活費の恒常的な減少等により、一応保護を要しなくなったと認められるがその状態が今後継続することについて、なお確実性を欠くため、若干期間その世帯の生活状況の経過を観察する必要があるとき。

2 保護を廃止すべき場合

- (1) 当該世帯における定期収入の恒常的な増加、最低生活費の恒常的な減少等により、以後特別な事由が生じないかぎり、保護を再開する必要がないと認められるとき。
- (2) 当該世帯における収入の臨時的な増加、最低生活費の臨時的な減少等により、以後おおむね 6 か月を超えて保護を要しない状態が継続すると認められるとき。

なお、以上の場合における保護の停止又は廃止は保護を要しなくなった日から行うことを原則とする。（後略）

才 横浜市福祉保健センター長委任規則（平成 13 年横浜市規則第 111 号。別紙 1 において「委任規則」という。）

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 19 条第 4 項（中略）の規定により、次に掲げる事務は、福祉保健センター長に委任する。

1 生活保護法に関する事務

- (1)～(3)
(4) 法第 26 条の規定による保護の停止及び廃止に関すること。
(5)～(23) 【略】

